

雇用創出に向けた事業がスタート

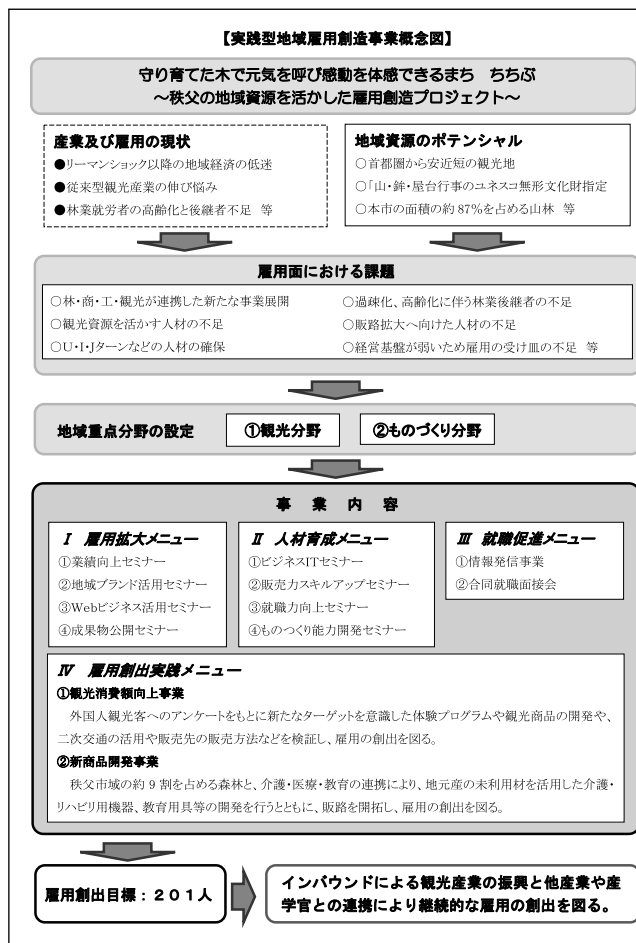
「秩父市雇用創造協議会」

平成26年7月から実施し、平成29年3月で終了した「実践型地域雇用創造事業」については、平成29年度第1次募集に応募していましたが、6月16日に全国13地域の一つとして採択されました。

「観光分野」、「ものづくり分野」を重点分野に設定し、事業主向けの「雇用創出メニュー」、求職者向けの「人材育成メニュー」、両者のマッチングを図る「就職促進メニュー」として、「雇用創出実践メニュー」として、外国人観光客な

どの新たなターゲットを意識した体験プログラムおよび観光商品の開発を行う観光消費額向上事業、地元産の未利用材を活用した介護用機器等の開発を行う新商品開発事業の4つのメニューを秩父市雇用創造協議会が実施し、本年7月から平成32年3月までの間に201人の雇用創出を目指します。

問 商工課 ☎2515208
秩父市雇用創造協議会
☎2617301



住宅リフォーム等の資金を

助成(2次募集)!

自己居住用住宅のリフォーム(改修)工事等を行った場合に、その経費の一部を助成します。

対象者

- ① 市民で、市税の未納がない方
- ② 対象工事について、市で実施している他の助成・補助等を受けていない方
- ③ 過去にリフォーム助成金を受けていない方(太陽光発電の設置工事を除く)。

対象工事

- ① 対象者の居住用住宅等の修繕・補修増築などの工事であること
- ② 市の登録市内施工業者に行わせるリフォーム工事等であること
- ③ 工事着工前であること(現場確認する場合があります)
- ④ 住宅環境の改善に関するリフォーム工事等であること

※新築の工事等は対象となりませんのでご注意ください。

助成金額

20万円以上(消費税を除く)の工事に対し、工事費の10%(上限15万円・千円未満切り捨て)

※工事費は、申請時に見積書の写し、完了時に領収書の写しで確認します。



申請後、工事金額に増額があっても、助成金額は変更できません。また、完了時に見積額を下回っている場合、助成金の額は変更なりません。

申請書類配布 9月4日(月)～

- ・商工課(歴史文化伝承館3階)
- ・本庁舎1階総合案内
- ・吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

※市庁からもダウンロード可
申請受付 10月2日(月)～6日(金)
午前9時～午後5時

受付場所

商工課、吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

ご注意ください

- ・先着順ではありません。予算を上回った場合は抽選になります。
- ・申請手続きは原則として、本人またはご家族の方に限定します。



過去にこの助成を受けていても、現行の耐震基準に適合させる工事(昭和56年5月31日以前の建物)を行う場合は、1回に限り対象となります。

問 商工課 ☎2515208